

## 研究活動及び公的研究費の取り扱いに係る不正行為への対応に関する規程

一般財団法人日本水路協会  
海洋情報研究センター

### (目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月文部科学大臣決定（平成26年2月改正）」の趣旨を踏まえ、一般財団法人日本水路協会（以降「本協会」）は海洋情報研究センターにおける研究活動及び公的研究費の取り扱いに係る不正行為の防止対策ならびに対応に関して必要な事項を定め、研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、研究活動を行う海洋情報研究センター所長、副所長、研究開発部に所属する常勤及び非常勤の研究職員をいう。

第3条 この規程において対象とする「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文などに発表された研究成果の中に示されたデータや調査研究等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

一 捏造（ねつぞう）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第4条 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

一 文部科学省及び文部科学省が所管する国立研究開発法人から配分された競争的資金

二 前号に規定するものの他、政府機関、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体等が配分する研究費

第5条 この規程において「公的研究費の取り扱いに係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

一 架空取引及び虚偽の申請に基づき本協会から公的研究費を支出させ、そのお金を業者等に預け金として管理させること。

二 虚偽の申請に基づき出張旅費や謝金等を当協会から公的研究費を支出させ、そ

のお金を個人等が管理すること。

三 虚偽の申請に基づき本協会から公的研究費を支出させ、申請と異なる物品に差し替えて納入させること。

四 法令及び本協会の規程に定められた用途以外に使用すること。

(不正行為の禁止)

第6条 研究者は、研究活動に係る不正行為及び公的研究費の取り扱いに係る不正行為を行ってはならず、また不正行為の発生防止に努めなければならない。

(最高管理責任者)

第7条 本協会は、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、会長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第9条に規定するコンプライアンス推進責任者が、公的研究費の適切な運営及び管理を行うために必要な処置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第8条 本協会は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本協会を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする本協会の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 本協会は、海洋情報研究センターにおける公的研究費の運用及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、海洋情報研究センター所長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、自己の管理監督又は海洋情報研究センターにおける対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、自己の管理監督又は海洋情報研究センター内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、自己の管理監督又は海洋情報研究センターにおいて、研究者が適切に公的研究費を管理及び執行を行っているか等を適宜検証し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(不正行為の受付窓口)

第10条 不正行為に関する告発（以降「告発」）又は告発の意思を明示しない相談（以降「相談」）を受け付ける窓口（以降「受付窓口」）は、本協会総務部とする。

- 2 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちにコンプライアンス推進責任者に報告するものとする。
- 3 受付窓口は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるような体制を整えなければならない。

(告発の取り扱い)

第11条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて直接行うものとする。

- 2 告発は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同様。）に基づく告発を防止するため、不正行為を行ったとする研究者、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、告発のあった事案が、本協会以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合、告発者（匿名の告発者は除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同様。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談について、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときには、最高管理責任者に報告し、被告発者に警告を行うものとする。
- 7 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上で研究者による不正行為の疑いが指摘され場合は、告発があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。

(告発者・被告発者の取り扱い)

第12条 告発を受け付ける場合、個室での面談や、電話や電子メールなどを受付窓口の担当職員以外は見分できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責任により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的な禁止、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いを行わないものとする。

(事案の調査及び認定)

第13条 研究者に係る不正行為の告発があった場合、原則として本協会は告発された事案の調査を行うものとする。

- 2 調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)が必要とされた場合は、30日以内に統括管理責任者を長とする調査委員会を設置し、調査を行うものとする。また、公正かつ透明性の確保から、本協会に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を調査委員に含むことができるものとする。
- 3 前項で設置された調査委員会は、被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、150日以内に不正行為か否か認定しなければならない。ただし被告発者の自認等を唯一の証拠として不正行為と認定することはできないものとする。
- 4 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定することができるものとする。また、被告発者が生データや研究解析処理中の暫定データ、研究解析に必要なソフト等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。
- 5 調査委員会の調査により不正が認定された場合には、本協会は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の公的研究費の使用停止を命ずることができるものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 調査委員会の調査により不正が認定された場合には、本協会は、調査結果(認定を含む。以下同様。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定されたものを含む。以下同様。)に通知しなければならない。

- 2 前項に加えて、本協会は、その事案に係る公的研究費の配分機関(以降「配分機関」)等及び文部科学省に当該調査結果を報告しなければならない。
- 3 調査委員会の調査により悪意に基づく告発との認定があった場合、本協会は、告発者の所属機関にも通知しなければならない。

(不服申し立て)

第15条 不正行為を認定された被告発者は、調査委員会が予め定めた期間内に、調査委員会

に不服申し立てをすることができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

第16条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申し立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定されたものを含む。）は、その認定について、前条の例により不服申し立てをすることができるものとする。

第17条 不服申し立ての審査は調査委員会が行うものとする。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、本協会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に変えて他のものに審査させることができるものとする。ただし、本協会が当該不服申し立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申し立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わるものを含む。以下同様。）は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定しなければならない。
- 3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに本協会に報告し、本協会は被告発者に当該決定を通知しなければならない。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときには、本協会は以後の不服申し立てを受け付けないことができるものとする。
- 4 不服申し立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができるものとする。その協力が得られない場合は、再調査は行わず、審査を打ち切ることができるものとする。その場合には直ちに本協会に報告し、本協会は被告発者に当該決定を通知しなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知しなければならない。加えて、本協会は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本協会に報告しなければならない。本協会は、当該結果を被告発者及び告発者に通知しなければならない。加えて、調査期間は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 7 第16条の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあった場合、本協会は告発者及び被告発者に通知しなければならない。加えて、本協会は、その事案に関わる配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 8 第16条の不服申し立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本協会に報告しなければならない。本協会は、当該結果を告発者及び被告発者

に通知しなければならない。加えて、本協会は、その事案に係る配分機関等及び文科省に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第18条 本協会は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。

第19条 本協会は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表しなければならない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第20条 本協会は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以降「被認定者」）は、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告できるものとする。

第21条 告発が悪意に基づくものと認定された場合、本協会は告発者に対し、内部規定に基づき適切な処置を行わなければならない。

附則

(施行日)

1 この規程は、2016年10月1日から施行する。